

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年11月8日

運輸安全委員会事務局仙台事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
貨物船たもん乗組員負傷	令和5年2月13日	たもん船長 たもん機関士
漁船第一源榮丸運航不能（絡網）	令和5年10月1日	第一源榮丸船長
遊覧船かとれあ運航不能（燃料供給不足）	令和6年4月19日	かとれあ船長

4. 報告書の案の閲覧場所

(1) 電子メール等による送付

(2) 運輸安全委員会事務局仙台事務所

仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎8階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年12月9日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局仙台事務所

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎8階

電話番号 022-295-7313

注) 意見の申出期限は、公示の日から30日後とする。

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年11月8日

運輸安全委員会事務局横浜事務所

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
水上オートバイシーウルフ乗組員負傷	令和5年7月23日	シーウルフ船長
水上オートバイ（船名不詳）衝突（消波ブロック）	令和5年8月3日	水上オートバイ船長
プレジャーボートRAMのり養殖施設損傷	令和5年11月5日	RAM船長
調査船つきじ乗揚	令和6年6月10日	つきじ船長
漁船政漁丸プレジャーボートT.M衝突	令和6年7月3日	政漁丸船長 T.M船長
旅客船スワコ スターマイン号衝突（栈橋）	令和6年7月28日	スワコ スターマイン号船長

4. 報告書の案の閲覧方法

- 電子メール等による送付
- 運輸安全委員会事務局横浜事務所
横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎19階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年12月9日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局横浜事務所

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎19階

電話番号 045(201)8396

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年11月8日

運輸安全委員会事務局神戸事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
貨物船KUN YUAN乗揚事故調査について	令和5年9月4日	KUN YUAN船長
貨物船兼砂利運搬船第三十三真海乗揚事故調査について	令和5年11月11日	第三十三真海船長
ロールオン・ロールオフ貨物船しゅれいⅡ漁船天神丸衝突	令和6年3月25日	しゅれいⅡ航海士 天神丸船長
プレジャーボート海友丸運航不能（機関故障）調査について	令和6年5月4日	海友丸船長
プレジャーボート龍神丸乗揚事故調査について	令和6年5月4日	龍神丸船長
プレジャーボートみらい運航不能（推進器故障）調査について	令和6年6月12日	みらい船長
プレジャーボート優功丸浸水事故調査について	令和6年7月22日	優功丸船長

4. 報告書の案の閲覧場所

- (1) 電子メール等による送付
- (2) 運輸安全委員会事務局神戸事務所

神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎10階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年12月9日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局神戸事務所 事故調査調整官 竹部 孝幸

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎10階

電話番号 078-331-7258

注) 意見の申出期限は、公示の日から30日後とする。

船舶事故等の報告書の案に係る事故原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等に係る報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示しますので、意見のある場合は、5. の期限前にお申出下さい。

なお、報告書の案の閲覧及び意見の申出は、原因関係者のみ行うことができます。

令和6年11月8日

運輸安全委員会事務局広島事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生年月日	3. 原因関係者に関する事項
漁船第二十八こうほう乗組員負傷事故調査について	令和5年12月6日	第二十八こうほう船長 第二十八こうほう乗組員
貨物船GLOBAL CORAL貨物船BRIGHT CORAL衝突事故調査について	令和6年3月1日	GLOBAL CORAL船長 BRIGHT CORAL船長
プレジャーボート大幸丸乗揚事故調査について	令和6年3月11日	大幸丸船長
セメント運搬船新豊後丸乗揚事故調査について	令和6年3月18日	新豊後丸船長
貨物船第八十一三社丸衝突（棧橋）事故調査について	令和6年3月31日	第八十一三社丸船長
漁船第7末博丸運航不能（絡索）インシデント調査について	令和6年5月17日	第7末博丸船長
プレジャーボート923航海丸乗揚事故調査について	令和6年3月10日	923航海丸船長
貨物船JANGHO WIN漁船秀福丸漁具損傷事故調査について	令和6年5月22日	JANGHO WIN船長 秀福丸船長

4. 報告書案の閲覧場所

- (1) 電子メール等による送付
- (2) 運輸安全委員会事務局広島事務所

広島市南区宇品海岸3-10-17広島港湾合同庁舎4階

5. 意見の有無に関する申出期限

令和6年12月9日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局広島事務所

〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-10-17広島港湾合同庁舎4階

電話番号 082-251-4603

FAX番号 082-255-4941

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年11月8日

運輸安全委員会事務局門司事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
貨物船國喜28漁船幸徳丸衝突調査について	令和5年12月19日	國喜28航海士 幸徳丸船長
押船吉祥乗揚調査について	令和6年3月28日	吉祥船長
貨物船えいふく丸釣り人負傷調査について	令和6年4月16日	えいふく丸航海士

4. 報告書の案の閲覧方法

(1) 電子メール等による送付

(2) 運輸安全委員会事務局門司事務所

所在地：北九州市門司区西海岸一丁目3番10号

門司港湾合同庁舎10階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年12月9日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局門司事務所 事故調査調整官 林 靖正

〒801-0841 北九州市門司区西海岸一丁目3番10号

電話番号 093-331-3707

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限前にお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年11月8日

運輸安全委員会事務局長崎事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生年月日	3. 原因関係者に関する事項
新造船11064乗揚事故調査について	令和5年9月27日	11064船長

4. 報告書案の閲覧方法

(1) 電子メール等による送付

(2) 運輸安全委員会事務局長崎事務所

長崎市松が枝町7-29 長崎港湾合同庁舎4階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年12月9日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局長崎事務所

〒850-0921 長崎市松が枝町7-29 長崎港湾合同庁舎4階

電話番号 095-821-3537

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年11月8日

運輸安全委員会事務局那覇事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生年月日	3. 原因関係者に関する事項
貨物船兼砂利石材運搬船寿鷺丸運航不能（機関故障）	令和6年4月13日	寿鷺丸船長 寿鷺丸機関長
補給艦搭載艇11m作業艇乗揚	令和6年6月17日	11m作業艇艇長

4. 報告書の案の閲覧方法

(1) 電子メール等による送付

(2) 運輸安全委員会事務局那覇事務所

那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎8階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年12月9日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局那覇事務所

〒900-0001 那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎8階

電話番号 098-868-9335